

東証再編後の上場維持経過措置の終了案

◆東証が上場維持経過措置を25年3月以降に終了する案を提示

2023年1月に東京証券取引所（東証）の「市場区分見直しのフォローアップ会議」が開催され、**上場維持基準**を満たしていない企業の上場を一時的に認めている**経過措置を25年3月以降に終了する案**が提示された。経過措置は22年4月に東証が市場区分を現在のプライム、スタンダード、グロースの3市場に再編した時に設けたもので、その実施期間を東証は「当分の間」としていた。

東証3市場の上場維持基準と経過措置として適用される基準

| | プライム市場 | | スタンダード市場 | | グロース市場 | |
|----------------|-----------------|----------------|--------------|----------------|------------------|-----------------|
| | 上場維持基準 | 経過措置として適用される基準 | 上場維持基準 | 経過措置として適用される基準 | 上場維持基準 | 経過措置として適用される基準 |
| 株主数 | 800人以上 | 800人以上 | 400人以上 | 150人以上 | 150人以上 | 150人以上 |
| 流通株式数 | 20,000 単位以上 | 10,000 単位以上 | 2,000 単位以上 | 500 単位以上 | 1,000 単位以上 | 500 単位以上 |
| 流通株式時価総額 | 100億円以上 | 10億円以上 | 10億円以上 | 2.5億円以上 | 5億円以上 | 2.5億円以上 |
| 時価総額OR 売買代金 | 1日平均売買代金0.2億円以上 | — | — | — | 上場から10年経過後40億円以上 | 上場から10年経過後5億円以上 |
| 売買高 | — | 月平均売買高40単位以上 | 月平均売買高10単位以上 | 月平均売買高10単位以上 | 月平均売買高10単位以上 | 月平均売買高10単位以上 |
| 流通株式比率 | 35%以上 | 5%以上 | 25%以上 | 5%以上 | 25%以上 | 5%以上 |
| 財政状態 | 純資産が正 | 純資産が正 | 純資産が正 | 純資産が正 | 純資産が正 | 純資産が正 |

出所：東京証券取引所資料を基に作成。

終了案では、経過措置が適用されている3月期決算企業の場合、25年3月に経過措置を終了する。その後1年間の改善期間内に上場維持基準に適合できない場合は原則6ヵ月間、監理銘柄・整理銘柄に指定された後、上場廃止となる。なお、プライム企業は23年9月まで無審査でスタンダード市場に変更申請する機会が与えられており、基準適合が難しい企業はスタンダード市場への変更も選択できる。

東証の上場維持基準を満たしていない企業に対する経過措置の終了案

| 時期 | 内容 |
|-------|--|
| 22年4月 | 新たにプライム、スタンダード、グロースの3市場が発足。上場維持基準に適合しない企業に経過措置を適用。 |
| 25年3月 | 経過措置終了。上場維持基準に適合しない場合は改善期間を1年設定。 |
| 26年3月 | 引き続き上場維持基準に適合しない場合は監理銘柄、整理銘柄に指定。→原則6ヵ月の期間を経て、上場廃止。 |

注：23年1月時点の内容。3月期決算企業の場合を想定。

出所：東京証券取引所資料を基に作成。

◆510社に必要となる上場維持基準に適合するための取り組み

22年12月末時点で東証にはプライム市場に1,838社、スタンダード市場に1,451社、グロース市場に516社が上場している。この中で上場維持基準を満たさず、経過措置の適用を受けている企業はプライム市場に269社、スタンダード市場に200社、グロース市場に41社の計510社ある。この510社は経過措置の終了案が提示されたことで、上場維持のための取り組みがより一層必要になった。

| 市場別の上場維持基準に適合していない企業数 | |
|---|--------|
| プライム市場 <small>注：2022年12月末時点</small> | |
| 流通株式時価総額（100億円以上） | ： 227社 |
| 流通株式比率（35%以上） | ： 38社 |
| 売買代金（0.2億円以上/日） | ： 77社 |
| 合計（重複除く） | ： 269社 |
| <small>注：別途、8社が移行後の判定で適合確認、33社が自社試算ベースで適合した旨を公表</small> | |
| スタンダード市場 | |
| 流通株式時価総額（10億円以上） | ： 136社 |
| 流通株式比率（25%以上） | ： 73社 |
| 株主数（400人以上） | ： 11社 |
| 合計（重複除く） | ： 200社 |
| <small>注：別途、8社が移行後の判定で適合確認、16社が自社試算ベースで適合した旨を公表</small> | |
| グロース市場 | |
| 流通株式時価総額（5億円以上） | ： 5社 |
| 流通株式比率（25%以上） | ： 21社 |
| 時価総額（10年経過後40億円以上） | ： 17社 |
| 合計（重複除く） | ： 41社 |
| 出所：東京証券取引所資料 | |

◆上場維持基準に適合するための取り組みが功を奏すると一挙四得に

東証は「上場維持基準の適合に向けた計画」を作成する上での留意事項をまとめ、上場維持基準を満たしていない企業に計画を作成し、その進捗状況を報告するよう求めている。中山製鋼所の計画書では、大株主の日本製鉄や日鉄物産に保有株式の一部売却を依頼することで流通株式数と流通株式時価総額を増やして21年9月末時点で基準を満たしたと報告している。トーメンデバイスも営業上の関係などを構築・維持するために保有している政策保有株式の縮減や中期経営計画の経営目標の達成、株主優待や配当などの株主還元策の強化などで流通株式時価総額を増加させる計画書を作成して基準を満たすことに取り組むと報告している。この2社のように、企業の持ち株解消や株主還元策強化が今後進みそうである。

上場維持基準を満たしていない企業が基準を満たせば、該当企業が上場を維持できるだけでなく、東証にも上場料金、取引参加料金や取引清算手数料などの点でメリットがある。また、株主還元策強化は株主の配当収入や株価上昇益が増える可能性を高くする。これらをメリットとして株式投資が増えれば、投資から得る所得の増加を図る「資産所得倍増計画」を推進したい現政権にもメリットがある。今後このような一挙四得が実現するか、その動向に注目したい。 【藤井和則】